



事業者

(8)安全衛生管理について(ポイント①)



ポイント①

産業医の選任等、衛生管理体制を整備しましょう。

→労働安全衛生法第12条、同第12条の2、同第13条、同第18条、労働安全衛生規則第22条、同第23条

- ★常時50人以上の従業員（訪問介護員等）を使用する職場では、産業医と衛生管理者を選任し、衛生委員会を設置する必要があります（労働安全衛生法第12条、同第13条）。また、常時10人以上50人未満の従業員（訪問介護員等）を使用する職場では、衛生推進者を選任する必要があります（労働安全衛生法第12条の2）。なお、ここで言う「常時使用する従業員（訪問介護員等）」とは、短時間勤務の従業員（訪問介護員等）を含めて常態として使用する従業員（訪問介護員等）を指します。
- ★衛生委員会は、毎月1回以上開催しなければならず、議事の内容は衛生委員会開催の都度、遅滞なく従業員（訪問介護員等）に周知しなければなりません（労働安全衛生規則第23条）。具体的には、「労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること」「労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること」「労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること」「労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項」について調査審議することとされ（労働安全衛生法第18条第1項）、特に最後の「労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項」については、下記のような事項が含まれることとされており、「Ⅲ(8)安全衛生管理について ポイント③」にあるような定期健康診断の結果の報告も必要とされています（労働安全衛生規則第22条）。

衛生委員会の付議事項

(労働安全衛生規則第22条)

- ①衛生に関する規程の作成に関すること。
- ②危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
- ③安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ④衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- ⑤有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- ⑥作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- ⑦定期に行われる健康診断等及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- ⑧労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- ⑨長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- ⑩労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- ⑪厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

- ★これらの衛生管理体制を整備し、従業員（訪問介護員等）の健康障害の防止、健康の保持増進、労働災害の防止などを図る必要があります。

(8)安全衛生管理について(ポイント①) つづき

Q&A

Q「衛生委員会にはどのようなメンバーを含めなければならないのでしょうか？」

A「人数については、労働安全衛生法上、特に定めはないので、職場の規模や作業の実態に応じて定めることができます。」

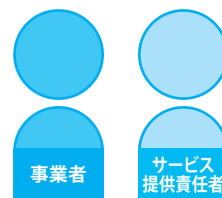
「メンバーについては、その職場で事業の実施を統括管理する者などの中から一人を事業者が議長として指名します。その他のメンバーとしては、衛生管理者や産業医、衛生に関して経験を有する従業員（訪問介護員等）の中から事業者が指名します。なお、議長以外の委員の半数は、従業員（訪問介護員等）の過半数で組織する労働組合等の推薦に基づいて指名しなければなりません。」

Q「産業医の選任義務のない職場においては、従業員（訪問介護員等）の健康管理はどのようにして行えばよいのでしょうか？」

A「健康管理については、医学的な専門知識なども必要になることから、産業医の資格を持つ医師がいる地域産業保健センターに相談してはいかがでしょうか。」

参考：在宅介護サービス業におけるモデル安全衛生規程及び解説（厚生労働省 平成17年3月）
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0503-1.html>)

(8)安全衛生管理について(ポイント②)



ポイント②

訪問介護員を雇い入れた時は安全衛生教育を実施しましょう。

→労働安全衛生法第59条第1項

- ★事業者は、訪問介護員を雇い入れた時もしくは配置転換をした時は、安全衛生教育を実施しなければなりません。
- ★安全衛生教育では、労働災害を防止するために、介護作業や福祉用具等について理解させるとともに、どこに危険要因あるいは有害要因が潜んでいるかを理解させ、災害防止に寄与させることを目的とします。
- ★なお、訪問介護員を雇用した時に実施する雇入れ時の教育時間は、通常の業務とみなし賃金を支払う必要があります。

Q&A

Q「安全衛生教育では具体的にどのような内容を伝えなければならないのでしょうか？」

A「具体的には、下記の内容が含まれるような教育を実施することが望まれます。

- ①福祉用具等の取り扱い方法及び点検に関すること
- ②介護作業手順に関すること
- ③当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- ④整理、整頓、清掃、清潔（4S）の保持に関すること
- ⑤事故時等における応急処置及び退避に関すること
- ⑥その他当該業務に関する安全又は衛生のための必要な事項

(ヒヤリ・ハット吸い上げについて、危険予知訓練について)」

参考：社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル～腰痛対策とKY活動～（厚生労働省 平成21年11月）
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0911-1.html>)

参考：社会福祉施設における安全衛生対策テキスト～腰痛対策とKY活動～（厚生労働省 平成25年1月）
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0911-2.html>)



事業者

(8)安全衛生管理について(ポイント③)



ポイント③

定期的に健康診断を実施しましょう。

→労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、同第52条

★非正規雇用の従業員（訪問介護員等）も含め、常時使用する従業員（訪問介護員等）に対しては、

・雇入れの際

・1年以内ごとに1回（深夜業等の特定業務に常時従事する者については、6か月以内ごとに1回）

定期に健康診断を実施しなければなりません（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条）。

★短時間勤務の従業員（訪問介護員等）であっても、

①期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者

②週の労働時間数が、正規雇用の従業員（訪問介護員等）の週の労働時間数の4分の3以上である者のいずれにも該当する場合は「常時使用する従業員（訪問介護員等）」として健康診断が必要です。

★そして、このような「常時使用する従業員（訪問介護員等）」が50人以上いる職場においては、定期健康診断を実施した際には、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません（労働安全衛生規則第52条）。

★なお、健康診断の実施は法で定められたものなので、その実施に要した費用を職員に負担させることはできません。

Q&A

Q「衛生管理者等を選任する場合の人数要件としての『常時使用する労働者』と健康診断を実施する義務のある『常時使用する労働者』とは同じですか？」

A「両者の定義は異なっています。衛生管理者等を選任する場合の人数要件としての『常時使用する労働者』は、短時間勤務の従業員（訪問介護員等）を含めて常態として使用する従業員（訪問介護員等）を指します。

一方、健康診断を実施する義務のある『常時使用する労働者』（平成19年10月1日付け基発第1001016号）は、

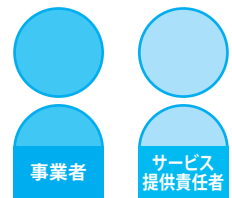
①期間の定めのない契約により使用される者

②雇用契約期間の定めがある場合でも1年以上の期間としている場合

③短期の契約であっても更新された結果1年以上使用されることになった者で、かつ1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の従業員の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である者

を指します。」

(8)安全衛生管理について(ポイント④)



ポイント④

腰痛対策や感染症対策、メンタルヘルス対策を行いましょう。

⇒「職場における腰痛予防対策指針」(平成25.6.18基発0618第1号)等

★従業員（訪問介護員等）の安全と健康はかけがえのないものであり、常に労働災害の防止に努めなければなりません。特に、災害が多発している腰痛災害や交通事故の防止に取り組む必要があります。

★腰痛災害や交通事故の防止に関してはこれまでも指針、ガイドライン等が出されていますので、それらを踏まえた災害防止対策を講じる必要があります。

- 職場における腰痛予防対策指針（厚生労働省 平成25年6月18日付け基発0618第1号）
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>)
- 交通労働災害防止のためのガイドライン（厚生労働省 平成20年4月3日付け基発第0403001号）
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/130912-01.html>)

★また、高齢者は抵抗力が低下しているため感染症にかかりやすい状態にあります。仮に利用者が感染症にかかっていた場合は、訪問介護員が感染する恐れもあります。そこで、手洗い・うがいの励行や、血液・排泄物等を取り扱う際の手袋の着用等、安全衛生教育を通して、感染症予防対策を徹底する必要があります。

- ノロウイルスに関するQ & A（厚生労働省）
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>)
- 新型インフルエンザに関するQ & A（厚生労働省）
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/02.html>)

★さらに介護従事者は、職場の上司・同僚、利用者そしてその家族等、人間関係の複雑な環境の中で、ストレスの蓄積しやすい環境にあります。特に訪問介護員は、直行直帰の勤務形態が多いこと、一人で業務を遂行することが多い等のため、このストレスが精神的な疲労となり、健康を阻害することにもつながります。そこで、訪問介護員のメンタルヘルスケアの推進のため、管理監督者や訪問介護員に対する教育研修はもちろんのこと、訪問介護員同士が気軽に相談できるような体制を整備することが必要です。

- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省 平成18年3月)
(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0331-1.html>)